

野田市特殊詐欺対策アダプタ設置補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月20日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第45号

野田市特殊詐欺対策アダプタ設置補助金交付規則の一部を改正する 規則

野田市特殊詐欺対策アダプタ設置補助金交付規則（令和4年野田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「として市長が認める額」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。